

No.6 建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第1345号 建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社キタジマ 新駒岡リサイクルセンター	
位 置	鶴見区駒岡二丁目 660 番 1 外 3 筆	
敷 地 面 積	1,123.76 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造 地上2階建
	主 要 用 途	産業廃棄物中間処理施設
	建 築 面 積	531.19 m ²
	延 床 面 積	917.70 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破砕施設 7.39 t / 日
	建 築 主	名称 株式会社キタジマ 住所 川崎市川崎区中瀬二丁目3番1号
運 営 主 体	名称 株式会社キタジマ 住所 川崎市川崎区中瀬二丁目3番1号	

(内容)

本事業者は、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬事業並びに産業廃棄物の中間処理事業を行っており、市内に4つの営業所を有しています。当施設は、国内の廃プラスチックの市況を鑑み更なるリサイクルを促進するため令和元年8月より操業しています。

今回、昨今の環境問題から廃棄物に関する規制の強化など今後起こり得る様々な事態に対応し、計画的に事業を継続していけるよう施設環境を整えていくため、稼働時間の延長を計画しています。稼働時間延長により、これまで運営していた処理能力より、建築基準法第51条の許可が必要な処理能力を超えることとなります。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第51条の規定に基づく許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への出入口には出庫灯を設けるなど周辺道路の交通に支障が生じないよう対策を講じていること。
- 3 騒音・振動の発生源に対して、十分な対策により条例の基準値未満であること。
- 4 隣接住民、隣接事業者及び周辺自治会等に事業内容を説明し、反対意見がないこと。